

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 272 号
海面漁業生産統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、海面漁業生産統計調査（指定統計第 54 号を作成するための調査）について、資源回復を目的とした新たな水産政策に対応して、海面漁業における生産実態と生産構造を総合的に把握するとともに、調査の効率的実施を図る観点から、別途統計報告の徴集として実施していた「漁業動態調査」の漁業経営体調査票を統合し、調査範囲・調査事項の変更を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ、検討する必要がある。